

和歌山有機農業生産者懇話会 会則（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は和歌山有機農業生産者懇話会（以下「懇話会」という）と称し、事務局をNPO和歌山有機認証協会内（和歌山市西高松 1-6-4 TEL073-421-6545）に置く。

（目的）

第2条 懇話会は、有機農業者のネットワークを構築し、相互理解を深め、信頼と協力関係を醸成し、有機農業を共同して推進していくことを目的とする。

（活動内容）

第3条 懇話会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- （1） 有機農業の抱える諸問題を政策に反映させるためにも、有機農業生産農家の相互交流と議論を進めます。
- （2） 有機農業技術の確立と普及に努めます。
- （3） 各地域で消費者、生活者との親密な交流を行い、有機農業の理解を深め広げるよう努めます。
- （4） 有機農業によって生産された生産物を、より社会に広げるために生産者の流通をサポートします。

（会員）

第4条 懇話会の会員は「有機農業の推進に関する法律」(2006年12月8日成立)の基本理念及び懇話会の目的に賛同し、活動を行う生産農家を対象とし、会への入会、退会は妨げないものとする。

（役員選任）

第5条 懇話会に、会長、副会長、事務局長を置く。その他数名の世話人、監事を置く。

- （1） 会長及び副会長を総会において選任する。（初年度は世話人が任に当たる）
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- （3） 事務局長は会長が選任する。事務局長は懇話会の事務及び会計を担当する。
- （4） 世話人は会長が選任する。
- （5） 監事は会計監査を担当する。
- （6） 会長、副会長の任期は2年として、再任は妨げない。

（総会）

第6条 懇話会の総会は年1回、会長が招集し開催する。

- （1） 総会は、予算、決算、役員の選任、会則に関する事、その他会務運営上必要な事項を審議する。
- （2） 総会の開催は2分に1以上の会員の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

（経費）

第7条 懇話会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

（会費）

第8条 懇話会の会費は、会員1人につき、年額2000円とする。
会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

（その他）

第9条 会長が必要と認めるときは、この会に、顧問をおくことができる。

（細則）

第10条 この会則の改廃に付いては、総会において2分の1以上の同意を必要とする。

（附則）

第11条 この会則は、2007年4月1日から施行する。